

「令和 2 年度
茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」
に対する市民の皆様のご意見と
市の考え方

令和 3 年 3 月

意見募集の概要

◆目的

茅ヶ崎市自治基本条例第30条では、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証することが規定されており、平成24年度に実施した第1回目、平成28年度に実施した第2回目の検証に引き続き、令和2年度に第3回目の検証を実施することとしています。

条例の検証に当たり、平成28年度から令和元年度までの条例に基づく取組状況について、市による検証を行いその内容を「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」としてまとめ、市による検証の内容について、市民の皆様のご意見を募集しました。

◆応募資格

市内在住、在勤、在学の方、市内で事業活動を行う方、市内で公益の増進に取り組む方、市税の納税義務がある方

◆実施期間

令和2年5月1日（金）～ 令和2年5月20日（水）

◆応募方法

- ①配布場所(市役所本庁舎1階市政情報コーナー、4階市民自治推進課、5階行政総務課小出支所、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所)に設置した「ご意見募集箱」への投函
- ②市ホームページ内意見応募フォームからの送信

◆提出いただいたご意見の取り扱いについて

今回いただきましたご意見は、自治を推進するための取組等、今後の方向性を検討するための資料として活用いたします。

ご意見

ご意見の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。

1 意見の件数 41件

2 意見提出者数 4人

3 内容別の意見件数

項目	件数
全般に関する意見	2件
第3条「定義」関係に関する意見	1件
第5条「市民の権利」・第6条「市民の責務」関係に関する意見	2件
第7条「事業者の責務」関係に関する意見	1件
第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」関係に関する意見	5件
第10条「市長の責務」関係に関する意見	2件
第11条「職員の責務」関係に関する意見	2件
第12条「市政運営の基本原則」関係に関する意見	1件
第13条「説明責任」関係に関する意見	2件
第14条「情報共有」関係に関する意見	2件
第15条「情報の管理等」関係に関する意見	1件
第16条「市民参加」関係に関する意見	1件
第17条「政策法務等」関係に関する意見	1件
第18条「総合計画等」関係に関する意見	1件
第19条「財政運営等」関係に関する意見	1件
第20条「行政評価」関係に関する意見	1件
第21条「行政手続」関係に関する意見	1件
第22条「苦情等への対応」関係に関する意見	1件
第23条「監査」関係に関する意見	1件
第24条「職員通報」関係に関する意見	1件
第25条「コミュニティ」関係に関する意見	1件
第26条「協働」関係に関する意見	1件
第27条「市民活動の推進」関係に関する意見	1件
第28条「住民投票」関係に関する意見	2件
第29条「国等との連携協力」関係に関する意見	1件
第30条「条例の検証等」関係に関する意見	3件
新設規定の必要性に関する検討に関する意見	2件

(意見と市の考え方)

■ 全般に関する意見（2件）

(意見1)

公文書管理条例の制定など取り組みは着実に進んでいるように感じました。一方で、日頃このような成果を目にすることがありません。もう少し成果や結果を一般の市民の目に触れる工夫が必要だと思います。

(市の考え方)

自治を推進する上で、市民に市政に興味や関心をもってもらい、市政へ参加していただくことは重要なことだと認識しています。

自治基本条例の取組については、毎年度、市広報紙、市ホームページ、市政情報コーナーで情報提供を行っているところですが、今回のアンケート結果で、自治基本条例の市民の認知度や市政への関心等、自治を推進する上での課題が浮き彫りになりました。

このため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針では、「取組の見える化」や「わかりやすい公表」等、6つのキーワードを掲げるとともに、条文ごとの関係法令や取組の状況を掲載し、その実績を継続的に公表することで、その結果を市民の皆様に分かりやすく情報を提供できるよう工夫しました。

今後も、市民の皆様が市政に興味を持っていただき、参画していただけるよう、情報提供の方法等を工夫してまいります。

(意見2)

意見記入用紙そのものが分かりづらい、みのがしてしまう。

市民自治推進課で実施している意見募集や他のパブコメと似ていて当該意見募集がパブコメかと誤解してしまう。

説明責任不足、情報共有不足、市民参加不足、情報なくして市民参加なし。

(市の考え方)

検証に係る市民意見聴取については、広く多く市民の皆様のご意見をいただけるよう、意見募集と市民アンケートを実施しました。

意見募集については、市ホームページでの募集と公表施設にご意見箱を設置しての募集を行いました。市民アンケートは無作為抽出及び市ホームページから自由に参加できるWebアンケートを行いました。

周知方法としましては、市ホームページ、広報紙、ツイッター、デジタルサイネージでの周知に加え、メール配信でのお知らせを数回に分けて行いました。

いただいたご意見については、次回検証実施時の参考にさせていただきます。

■ 第3条「定義」に関する意見（1件）

（意見3）

第3条の検証については、規定を修正する必要がないとして、内部検証の対象から外されたということであるが、市民は意見を出している。言葉の定義の「市民」は、現在の茅ヶ崎市の条例や計画との整合性が取れていないために、もう一度検討が必要である。

（市の考え方）

自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる考え方や仕組みなどを定めたものです。

地域が抱える多種多様な課題を解決していくためには、地方自治法上の住民（茅ヶ崎市内に住所を有する者）だけでなく、様々な形で茅ヶ崎市に関わりのある人々の知識や経験を活かし、力を結集していく必要があると考えます。

また、市内の事務所や事業所に勤務する人や市内の学校等で学ぶ人などは日常の多くの時間を茅ヶ崎市で過ごしていることから、住民と同様に市が実施する政策の影響を受ける方々となります。

このようなことから、自治基本条例では、「市民」を広く定義しており、他の条例や計画と用語を使い分けています。

■ 第5条「市民の権利」・第6条「市民の責務」に関する意見（2件）

（意見4）

5条、6条は、市民の基本的な権利としてあらゆる分野で考えなければならないものである。具体的に14条、16条、25条、26条における具体化だけではない考え方が必要である。

（市の考え方）

第5条及び第6条は、市民がまちづくりに主体的に関わることを担保するために規定しているもので、その検証については、この条項を具現化する条項の検証の中で行うこととしています。

第5条は、市民の権利として、自治の主体である市民がこの茅ヶ崎市のことを自分たちで決めていくために必要となる権利として「市政に関する情報を知る権利」及び「市政に参加する権利」について規定しています。

この「市政に関する情報を知る権利」を具体化するものとして、第14条（情報共有）において、「市政に参加する権利」を具体化するものとして、第16条（市民参加）において、具体的な取組を検証しました。

また、第6条は、自治の主体である市民は、自治における責務を有することについて規定していることから、第16条（市民参加）、第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）において、それぞれ具体的な取組について検証を行いました。

(意見5)

市政に関する情報を知る権利、市政に参加する権利はまもられているとは思えません。情報を知るための広報紙に議会、審議会、委員会その他市民が知らなければならない情報を具体的に載せてほしい。すべての市民がホームページを見ているわけではありません。広報紙は全戸配布にしてください。

(市の考え方)

広報ちがさきは、月2回、約9万部を発行しています。令和2年5月からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、月2回から月1回へ変更し、当面の間は業者による全世帯への戸別配布（ポスティング）を行っています。

また、市内の各公共施設、設置協力店舗にも配架するとともに、スマートフォンなどで閲覧できる無料アプリ「マチイロ」や「カタログポケット」による発信も行っています。

広報ちがさきは、情報発信の基本媒体を果たすものとして、情報の導入となる要点を押さえた内容を掲載することとし、具体的な内容については、市政情報コーナーへの配架や市ホームページへの掲載などの方法により、情報発信を行っています。

「市政に関する情報を知る権利」を実現するために、市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報を受けられるよう、今後も広報事業を推進してまいります。

また、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、6つのキーワードとして「分かりやすい公表」、「説明責任」等を掲げ、引き続き市民が簡単に、等しく情報が得られるよう努めてまいります。

■ 第7条「事業者の責務」に関する意見（1件）

(意見6)

第7条は事業者は地域貢献のためや環境への協力などで、十分に組み合わせていない分野がある点や事業者に対する行政のアプローチや協力依頼の説明不足など課題となっていることがたくさんあると感じている。にもかかわらず組み合わせていると内部で検証するだけでは今後の改善が見られないことになってしまう。もっと何ができなかったか、市民の側に立ってしっかり検証してほしい。

(市の考え方)

事業等に対する規制、誘導、指導の実施及び事業者の環境保全や良好なまちづくりに寄与する自主的な取組への支援により、茅ヶ崎市内で事業活動を行う事業者が地域社会との調和を図ることができるよう努めています。

個別の事案に対しては、各法令等を所管する担当課において、当該法令等の規定に基づき対応しているため、今後も職員の意識向上を図り、課題を把握し、的確な指導や支援を行うことができるよう努めてまいります。

第7条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施」、「地域社会との調和を図る事業者への支援」を掲げ、引き続き事業者への働きかけや支援を行ってまいります。

■ 第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」に関する意見（5件）

（意見7）

委員会での自由討議ができるようになったことは評価するが、それを議員が使いこなしておらず、もっと型にはまらない自由な討議をする方向にすべきである。

（市の考え方）

委員会の自由討議は、議案及び請願（陳情）の審査に対して、委員の質疑の際に委員の発議で行われ、委員長を除く委員全員での自由討議に入った後も、適宜執行部への質疑を行うことができる運用にしています。

会議における表決の前に、議題となっている事件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明する「討論」の前に自由討議を行うことで、他の委員の賛成又は反対の理由を委員間で共有することができ、より充実した議論に結びつくとともに、討論や表決では分かりにくい判断の理由などを市民に示すこともできると考えています。

（意見8）

各委員会が市民に開かれているが、唯一会派の代表者会議が秘密会となっている。正式な会議ではないところで、議会の対応を決めないでほしい。議会民主主義が泣く。

（市の考え方）

3人以上の会派の代表者で構成される各派代表者会議については、専ら議会内の議員活動に必要な情報提供や庶務的な事項等につき各会派の意見を調整する場となっています。

（意見9）

議会事務局の改善も視野に入っているようであるが、本来、議会は行政と独立しているものであり、議会事務局の職員も議会だけで賄えるような方法を他市と協力して議会が提案していかれるような改善をすべきである。

（市の考え方）

人事配置については、独自採用と執行部（市長部局）からの人事交流（出向）が考えられますが、本市では定数の規模や人材育成の観点から人事交流による配置を採用していません。

（意見10）

市民参加である議会報告会・意見交換会は、システムが変わらないので、市民から見放されてきている。早急な見直しを柔軟に行ってほしい。改善するための市民と一緒の検討をする場を設けるべき。議会・議員としてもチェック機能を果たすために、もっと市民との意見交換をたくさんしてほしい。

（市の考え方）

議会報告会及び意見交換会については、本市議会においても従来開催手法には課題があると認識しています。このことを踏まえ、令和2年度は市民参加及び「広聴」という視点により重点を置くため、従来からのセミナー方式からワールドカフェ方式へ開催方式を変更

し、市民との会話、対話の時間をより多く確保し開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得ない結果となりました。

議会報告会及び意見交換会は議会に対する市民の意見や要望等及びそれに対する議会の取組や考え方を広く共有できることから、次年度の開催へ向けては、新しい生活様式などの考え方を踏まえつつ、議会報告会及び意見交換会の新しい開催手法を現在検討しています。この検討に当たり、特に意見交換会については、参加者が固定化することのないよう、また、より多くの意見をいただけるよう、留意してまいります。

(意見 1 1)

陳情の取り扱いについては、良好とは思えません。まだまだ民主的には遠いと感じました。現場で現状調査をしてください。

(市の考え方)

陳情の取り扱いについては、議会運営等を協議する場である議会運営委員会において取扱いを協議し、委員会への付託、全議員への配付といった取扱いを決定しています。陳情の取扱いの判断に客観性を持たせ、わかりやすさ、透明性等を向上させることを目的として、令和元年1月10日からは、議会運営委員会において「陳情の取扱い基準」を設け、現在に至るまで当該基準に基づいて協議、決定を行っています。

また、委員会への付託、全議員への配付いずれの取扱いとなった場合においても、各議員には陳情内容を配付し周知しており、各議員において必要に応じて適切に対応しています。

■ 第10条「市長の責務」に関する意見（2件）

(意見 1 2)

第10条市長については、市民からの意見は全く無視して、内部評価では対応できているとしているが、行政が有効に動くような職員の採用や研修など、責務をもってすべきである。

また、現在は市長として差別なく直接的に市民の声に聞くという姿勢がない。改善を求める。

(意見 1 3)

議会傍聴で、市長の答弁を聞きますが、現場の声を聞き市民との対話も大切だと思います。

(市の考え方)

市長は、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行するとともに、地域の課題や市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければなりません。

第10条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握」を掲げ、市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会により、対話を通じて市の考え

方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めてまいります。

また、「職員の育成」の取組として、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めてまいります。

■ 第11条「職員の責務」に関する意見（2件）

（意見14）

市民として様々な不満があり、公務員としての自覚や仕事のしかたなどの改善を要求してきた。特に研修の有意義な成果を得られるよう、市民と一緒に研修をしてほしいという要望も聞き入れられていない。是非、仕事に実際に具体的に生かせるような研修をしてほしい。

（市の考え方）

職員個人によるスキルアップについては、職務に必要な最新の情報や高度な専門知識・技能を習得するため、集合研修以外に、外部の研修機関（市町村研修センター、市町村アカデミー他）で開催される研修や講習へ派遣をしています。

職場全体の職員研修については、職場ごとに職務遂行に必要な知識、技術、経験を身につけていくため、職場内研修を実施しています。具体的には、在籍年数の長い職員が講師を務め、新任担当者や新採用職員に対して、研修を実施するなど、職場内のノウハウを共有化し、職場全体の学習環境の質を高めています。

職員研修については、階層別研修など、各種研修を実施し、職員の能力開発を図っているところです。職員研修の体系はその時代に即したものを随時検討し、実施をしているところですが、昇任・昇格を考慮した研修については、他自治体を参考にし、制度の可能性について研究してまいります。

第11条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「職員の自己啓発に対する支援」及び「学習する風土づくりの推進」を掲げ、引き続き職員の能力向上に努めてまいります。

（意見15）

職員としての資質、適性を知るためにも、公務員試験は必要と思います。上司となる職員の試験も必要です。試験に受かってから専門性を高める第一歩が始まると思います。

（市の考え方）

採用試験に関しましては、自治体をとりにくく環境の変化や地域のニーズが多様化している中、自治体職員に求められる能力も大きく変化してきているものと認識しており、こうした状況によりの確に対応するために改善を重ね、現在に至っています。今後におきましても、現状に留まることなく、皆様からのご指摘の点も踏まえながら、将来を見据えた最善の採用試験となるよう、より一層の改善に努めてまいります。また、「上司となる職員の試験」については、本市では実施しておりませんが、地方公務員法第23条では、「任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとす

る。」（昇任は「任用」の一つです）としており、同法に従って、人事評価の結果を活用し、昇任の根拠としています。

■ 第12条「市政運営の基本原則」に関する意見（1件）

（意見16）

職員が暗記していて、自分の仕事に生かせるようにしないと進まない。個別ではなく、全体として自治基本条例の基本を守ってほしい。

（市の考え方）

自治基本条例職員研修については、職員の自治基本条例に関する理解を深め、職員一人一人が自治基本条例を意識して日々の業務に取り組むことを目的として、毎年度実施しています。

研修の実施に当たっては、新採用職員研修に加え、実務のリーダーとして新たに担当主査や課長補佐となった監督職員を対象とした研修、実務担当者を対象とした研修というように階層別研修を実施し、より多くの職員に自治基本条例の理念が浸透するよう研修方法などを工夫しながら実施しています。

また、市政を運営する中で、自治基本条例を踏まえて業務が進められているか確認するため、毎年度自治基本条例に関する各課かいの取組状況等の調査を行っています。

調査の際には、所属長を中心に各所属で自治基本条例について改めて情報を共有する機会を設け、職員一人一人が自治基本条例を意識して業務を行うとともに、その結果を業務の振り返りや改善につなげてまいります。

ご意見を踏まえ、更に職員が自治基本条例の基本事項を踏まえ業務に取り組めるよう、研修等を通じた意識の醸成に取り組んでまいります。

■ 第13条「説明責任」に関する意見（2件）

（意見17）

第13条説明責任は、課題がたくさんある。市長への提案をしても、各担当課への意見を出しても、提案をしても、その内容にしっかりと向き合った努力しようという回答は来ないで、内容には向き合わないごまかしの回答が担当課から来るだけである。これでは市民は行政を信用しなくなる。真摯な説明責任を果たすための教育をするべきである。

情報公開についても、必要がない部分までも黒塗りにしておいて、審査請求をすると自分たちの落ち度を隠すために、審査会での発言の機会も奪うようなやり方をされた。自分の都合が良いようにではなく、もっと真摯な対応をすべきである。

（市の考え方）

第13条では、市政の透明性を確保し、市政に対する市民の信頼が向上するよう、市民からの説明の要求の有無にかかわらず、市政に関する事項を積極的に説明しなければならないことを定めています。

職員一人一人が自治基本条例を意識して日々の業務に取り組むよう、今後も継続的に研

修を行ってまいります。

令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、6つのキーワードとして「分かりやすい公表」、「説明責任」等を掲げ、引き続き市政に対する市民の信頼向上に努めてまいります。

(意見18)

この頃のパブリックコメントは、条例などの場合も条文としての形ではなく、考え方という内容で出される。これではどこまでが条例として入れるべきことなのか、市民には理解できない場合がある。もっと、市民がわかりやすいようなパブコメのしかたを検討すべきである。

また、パブリックコメントに意見を出してもほとんど反映されることがないことが意見提出の少なさにつながっていると思う。十分な意見を聞く場を設けるべきである。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

その資料については、案件に応じて、条文や新旧対照表を使用する、内容を図や表、箇条書き等で示したものを使用する、その両方を用いる等、市民の皆様に分かりやすく提供するように努めています。

今後も、パブリックコメント手続の資料が市民の皆様にとって、できるだけ分かりやすいものとなるよう、庁内研修等に取り組んでまいります。

第13条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、6つのキーワードとして「周知・啓発」、「わかりやすい公表」等を掲げ、より一層取り組みを進めてまいります。

■ 第14条「情報共有」に関する意見（2件）

(意見19)

第14条の情報共有は、市民自治にとってはもっとも重要である。にもかかわらず、現在の行政職員は市民と一緒に問題を解決していこうという考え方がない。

今回起こっている香川公民館南側の雑木林の件などは、担当課の職員が少しでも市民と協力して地域の要望を達成していこうという考え方があれば、違っていたのである。地権者が行政に土地を買ってほしいと言われた時点で、市民に応援を求めれば、お金を作り出すこともでき、買うこともできたのに、勝手な行政だけの考え方で失ってしまったものは大きい。

市民側から提供する情報は多い。それに答える行政の情報をしっかり提供してほしい。

(意見20)

市民に情報を提供しなかったために、これまでいくつもの自然環境が失われてきました

た。楽しいイベントを知らせることも情報提供と思いますが、市民が憩える身近な自然環境を大切に守ることは、安心安全な市民生活を守ることになります。

なぜ、市民に情報提供ができなかったのか、その後も市税を投入したり、みどり基金を活用したりして改善を試みなかったのかを調査をし、反省をしなければ、絵に描いた餅になってしまいます。

情報共有になりえなかったことは、いくつもあります。

(市の考え方)

自治を推進する上で、市民の皆様にも市政に興味や関心をもってもらい、市政へ参加していただくことは重要なことだと認識しています。

第14条では、市政に関する情報を市民と市が共有するため、市政に関する情報について、分かりやすく提供すること、市民が容易に、かつ等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めることを定めています。

職員一人一人が自治基本条例を意識して日々の業務に取り組むよう、今後も継続的に研修を行ってまいります。

令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、6つのキーワードとして「分かりやすい公表」、「説明責任」等を掲げ、引き続き適時適正な情報提供に努めてまいります。

■ 第15条「情報の管理等」に関する意見（1件）

(意見21)

第15条の情報の管理については、今回公文書等管理条例が施行されることに決まり、これから具体的な運営規則が策定されると思うが十分な市民の意見を聞いて実施してほしい。また、この管理を実施する職員の公文書に対する姿勢や考え方が最も重要であるので、そのための具体的な研修をしっかりと実施してほしい。

(市の考え方)

公文書等管理条例に基づく行政文書の管理に関する留意事項や具体的な運用をまとめた「行政文書の管理に関する指針」を昨年10月に作成しました。同指針については、説明会やパブリックコメントの際に市民の皆さんからいただいた行政文書の管理の具体的な運用に関するご意見等も参考にしながら作成しました。

第15条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「行政文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存」を掲げ、適正な運用に努めてまいります。

■ 第16条「市民参加」関係に関する意見（1件）

(意見22)

16条の市民参加については、市民参加条例で市民参加のシステムを決めたからと、それだけをしていれば市民参加が行えていると考えていることがおかしい。様々な行政分野での市民参加が行われることが必要である。市民参加のシステムに市民参加がなぜ

行われているのかの本質的な理解がないために、やればよいということになっている。特に、政策提案は市民が政策を提案するという重要なシステムであるが、市長への提案と変わらないような意味不明の回答が来るだけのものとなってきている。改善が必要である。

(市の考え方)

市民参加については、市政運営の基本原則であり、重要なものであると考えています。その運用については、市民参加条例に基づき、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても市民参加を推進しています。

政策提案手続は、市民から市長等へ政策の案を提案することができる制度であり、提案された政策の案の取扱いについては、市として、財政状況を含めた市政全体の状況に鑑み、総合的に判断する必要があると考えています。

一方、提案された政策の案については、市民参加条例の基本原則を踏まえ、市として、その内容を的確に理解するとともに、提案者に対して取扱いの決定に至る考え方を明確かつ丁寧に説明する必要があると認識しています。こうしたことから、「職員のための市民参加手続きガイド」における政策提案の事務処理フローにおいて、提案者ヒアリングや提案者への説明を位置付け運用してまいります。

今後も、第16条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「市民参加手続の適正な運用」を掲げ、引き続き市民参加手続の統一的な運用に努めてまいります。

■ 第17条「政策法務等」関係に関する意見（1件）

(意見23)

第17条の政策法務については、法律を理解して自分の仕事をするという考え方を持っていない職員が多い。特に脱公務員試験をするようになってから、自分の仕事に関連する法律・条例などをしっかりと理解している職員が少ない。法律を理解し、より良く運用していくための知恵を出すのが職員と思う。以前からの仕事を継続していれば良いという時代ではないので、政策法務をしっかりと総合的に管轄する担当課が必要ではないかと思う。

(市の考え方)

政策法務については、各種研修に加え、OJTにより知識の習得や意識付けを行い、日々の実践を促すことによって能力の向上を図り、それぞれの担当課において、課題の解決のために法令の解釈及び運用を行うことができるよう努めてまいります。

第17条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「政策法務の推進」を掲げ、引き続き職員の政策法務能力の向上に努めてまいります。

■ 第18条「総合計画等」関係に関する意見（1件）

（意見24）

第18条の総合計画は、今の時代何が起こるかわからないので、10年という総合計画を作る必要性から検討すべきで、法律で策定義務がなくなった今、この条例に書いてあるからと総合計画を策定する必要性はないと考える。

（市の考え方）

近年の本市を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や、自然災害や感染症の発生といった危機事態、技術革新の加速化、頻繁な国の制度改正など、急激に変化しており、将来の予測はこれまで以上に難しくなっています。

この様な状況であるからこそ、総合計画によって長期的な視野に立った地域のあり方を展望し、基礎自治体として変わってはならない使命を明らかにすることは、一貫したまちづくりを推進する上で、非常に重要なことであると認識しています。

一方、総合計画の策定に対する様々なご意見があることも認識していることから、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、「総合計画の在り方に関する議論」を新たな取組として掲げ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方や第18条の規定について、検討してまいります。

■ 第19条「財政運営等」関係に関する意見（1件）

（意見25）

19条の財政運営等については、記載してあることは行政として当たり前のことであるが、それを軽視して来た付けが今こんな時代になって、襲ってきている。行政改革と言いながら、何も行政改革をしてこなかったこともある。見直すならば、もっと必要な情報を市民に開示し、意見を聞いて、市民のほんとうに必要な基本的なものに予算を使うべきである。

（市の考え方）

本市の行政改革については、限られた経営資源の中で効率的かつ効果的に事業を実施していくため、「茅ヶ崎市経営改善方針」に基づき、実施計画に位置付けのある事業の中から、「事業実施主体の最適化」、「総人件費の適正化」、「外郭団体の経営改善」等の8つの視点ごとの「行革重点推進事業」を定めた取組を行ってきました。行政改革の進捗状況や効果額等の結果については、附属機関である行政改革推進委員会の意見を踏まえた上で評価を行い、結果を公表しているところです。

今後も現在の厳しい財政状況を踏まえ、より一層、取組の推進を図ってまいります。

財政状況についての情報共有については、市民の皆様への説明責任を果たすため、本市の財政状況を明らかにすることは重要であると考えており、市広報紙や市ホームページへ財政状況を掲載し、市民の視点に立ち、知りたいと思われる情報を中心に分かりやすく記載をするよう努めています。

財務書類の公表に当たっては、内容がより理解しやすくなるよう用語等の説明を記載するとともに、作成した財務書類の分析結果や今後の活用の方向性を示し、財務書類の有用

性、有効性を高めました。

第19条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表」を掲げ、引き続き財政状況の分かりやすい公表に取り組んでまいります。

■ 第20条「行政評価」関係に関する意見（1件）

（意見26）

第20条の行政評価については、以前から提案しているが、総合計画の評価ではなく、各基本計画の評価をすぐに次年度の予算に反映できるようなシステムを考える必要がある。

また、行政は予算が一年単位なので、各担当課の業務計画が公表され、それに基づいて仕事を進めると考えていたら、業務計画が策定されないということを知り、驚いた。行政評価は何を基本にするのか。自分たちが今年度何を実施するか、計画を作らないと仕事はできないのではないかと。総合計画が策定されない今の状況で何を基に仕事をし、何を基準に評価をするのか、聞きたい。

各基本計画を審議会で評価していると言うが、審議会の委員選出がその計画を本当に理解している人が反映されていないので、評価が不満足なものとなっている。基本的な改善を求める。

（市の考え方）

評価については、計画の趣旨等により様々な評価が考えられるところですが、市を取り巻く環境が急激に変化する中においては、個々の計画の評価結果のみではなく、総合計画に定めた指標を基に市全体の取組を総合的に評価した上で政策の優先順位等を決定し、予算を編成する必要があることから、総合計画の評価を予算に反映する必要があると認識しています。

令和3年度を始期とする「茅ヶ崎市総合計画」では、事業の目的と手段の因果関係を可視化し、より適切な資源配分に繋がるよう計画体系の見直しを進めました。また、茅ヶ崎市自治基本条例第18条において、個別計画は総合計画との整合を図って策定することとされており、効率的な評価を実施する観点から、統一的な評価手法の確立に向け、推進方針で、「行政評価制度の適正な運用」を掲げ、引き続き取り組んでまいります。

なお、附属機関の委員選任にあたっては、その設置目的を踏まえた人選を行うとともに、新任となる委員には附属機関の設置目的や所掌事項、議論の経過等に関するフォローを実施しており、一定の理解を得た上で評価していただいていると認識しています。

■ 第21条「行政手続」関係に関する意見（1件）

（意見27）

21条の行政手続は、市民が利用するのはなかなか難しい。審査請求などの場合も行政職員が親切でないために、自分に権利があるにもかかわらず、履行できないことがある。職員の説明責任を求めながら、行政手続が市民にとって分かりやすいものになるよう希望する。

（市の考え方）

行政手続については、審査基準、処分基準及び標準処理期間を市ホームページで公表し、情報共有をするとともに、審査基準等の適正な運用に努めました。

市民から手続に関する事項について説明の求めがあったときは、速やかに対応し、分かりやすい説明ができるよう、職員の意識向上に努めてまいります。

第21条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「行政手続制度の適正な運用」を掲げ、引き続き行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めてまいります。

■ 第22条「苦情等への対応」関係に関する意見（1件）

（意見28）

苦情を公表することは、やっているだけである。本当に提案したり、意見を言ったりしていることはこの公表には記載がない。何を持って苦情とするか、職員が理解していないのか、その担当課が理解していないのか、集計のしかたが何度言っても改善されない。特に電話での本当に簡単な苦情は記載があるが、重要な施策に対する改善の要望などは、窓口や要望書でも記載がないものもある。改善の必要をもう一度議論してほしい。

（市の考え方）

苦情等への対応については、「苦情等対応制度」に基づき、各課かいに寄せられた苦情等の内容や対応を4半期ごとに取りまとめ、公表しています。

本制度の目的の1つとして、「市民や団体から寄せられる苦情等の中から潜在的なニーズをくみ取り、業務改善につなげること。」と定めており、制度の実効性を持たせるため、職員への意識付けを目的とした研修を実施しています。

今後も研修等を通じて本制度の趣旨や目的に対する職員の理解が深まるよう努め、市民の皆様からいただいたご意見・ご提案を受け止め、公表することで市民との情報共有を図るとともに、必要な業務改善を行うことで、市民サービスの向上につなげてまいります。

■ 第23条「監査」関係に関する意見（1件）

（意見29）

第23条、監査については業務監査を計画的に行い、改善する必要性を指摘するような監査を要望してきたが、他市でできることが出来ていない。

監査の制度を有効に利用して、自分たちの仕事の改善を図ることをしてほしい。

（市の考え方）

監査等を効率的かつ効果的に実施することができるように、毎年度監査計画を策定しています。

定期監査については、部局を単位として2年サイクルで実施するとともに、小・中学校についても全校を2年サイクルで実施しており、財政援助団体、指定管理者等への監査については、毎年度1団体以上を抽出し、実施しています。

また、行政監査については必要に応じて不定期にテーマを定め、対象となる事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めにより適正に執行されているかを検証しています。

今後も公正で合理的かつ効率的な市の行政運営のため、違法性等の指摘にとどまらず、指導に重点を置いた監査等を実施してまいります。

第23条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表」を掲げ、引き続き公正で効率的な行政運営の確保に取り組んでまいります。

■ 第24条「職員通報」関係に関する意見（1件）

（意見30）

第24条職員通報については、最初から無理があると提案している。内部で誰が通報したかがわかってしまう制度では通用しない。制度の改善を求める。

（市の考え方）

職員通報制度における通報者の保護については、公益通報者保護法では、通報したことによる解雇や労働者派遣契約の解除の無効及び不利益な取扱いの禁止について規定されているほか、自治基本条例第24条第1項の規定による通報については、同条第2項に、正当な通報により職員が不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならないとされています。

平成26年4月から、職員通報に係る相談を匿名で弁護士に相談できる市外部の相談窓口を設置し、通報者の相談しやすさに配慮するとともに、当該弁護士による通報の受付を行うことで、制度の実効性の向上を図っています。

また、平成30年3月に他自治体の通報事例を参考に作成した通報対象事例集と本市の職員通報制度の概要や過去の相談実績等を記載した「茅ヶ崎市職員通報制度の手引」を作成し、職員に対する制度の周知を図っています。

第24条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、「職員通報制度の適正な運用」を掲げ、引き続き市政運営の公平

を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう違法または不当な行為の発生と被害の防止を図るため、市の内部の自浄作用のための制度の運用に努めてまいります。

■ 第25条「コミュニティ」関係に関する意見（1件）

（意見31）

第25条コミュニティは、元々コミュニティの考え方が間違っている。コミュニティは、地域の住民が自分たちで自主的に組織していくものであり、行政のために動くものではない。特にまちぢから協議会の制度は条例が不備な上に、無理があるために、本当のコミュニティの活動が活発になる制度にはならない。この条例の廃止と、本当に市民のためになるコミュニティはその地域独自で様々な形で形成していくことが必要である。行政の下請けのためのまちぢから協議会はすでに破綻していると考えます。

（市の考え方）

第25条では、「市民により自主的に形成された集団又はつながり」をコミュニティと定義しており、第25条第1項では、コミュニティが行っている様々な活動のうち、公益の増進に取り組む活動を行っているコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、その活動も尊重されるべきという理念を規定しているものです。

各地域のまちぢから協議会は、地域において顔の見える関係づくりや団体・住民同士の連携を図ることで、地域の課題の発見や解決に繋げることを目的に設立されています。

また、まちぢから協議会については、地域住民の誰もが自分の興味がある活動に自由に参加でき、自分の経験等を活かして地域のための活動にやりがいを感じていただける場であると認識しています。

■ 第26条「協働」関係に関する意見（1件）

（意見32）

第26条の協働については、市民自治の立場から言えば、行政と対等にとすることはあり得ないし、現在は権力を持っているのは行政側であり、それを自覚しないとこれは成り立たない。市民活動をどうサポートしていくのかも、この自治基本条例を基本に考えていく必要がある。特に協働事業は全ての分野で担当課がさまざまな形の市民との協働をすべきなので、市民自治推進課が予算を付ける事業はしないほしい。

（市の考え方）

社会環境の変化とともに、本市の市民生活を取り巻く環境が大きく変化している中、市民サービスの提供主体となりうる多様な主体の自立的活動や市との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを進めています。

市が単独で実施するより大きな成果を期待することが出来る場合については、それぞれの主体の自主性を尊重しつつ、専門性や特性を生かしながら、協議、協力を重ね、事業協力や市との共催をはじめとした協働事業として実施しており、引き続き、複雑化する地域課題や市民ニーズに応じて、多様な主体との連携による事業を展開してまいります。

現在検討を進めています協働を推進するための新制度については、市と市民活動団体の

活動領域のマッチングや市と市民活動団体との交流促進、協働の基本的な考え方の周知など、複数の取組を通じて様々な分野での協働を推進するイメージで検討しています。

第26条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「多様な主体との協働事業の推進」を掲げ、引き続き市民及び市の連携・協力を努めてまいります。

■ 第27条「市民活動の推進」関係に関する意見（1件）

（意見33）

第27条の市民活動については、現在の市民活動サポートセンターは、行政の下請けとなっているが、本当に市民が主体で活動をしていくこととは何か、それを支援していく必要があるのではないかと。

市民活動を立ち上げる場合、少しはお金が必要な場合もあるが、それ以外は活動の方法を支援することでお金がいるわけではない。社会教育的な考え方で、人を育てる多様な市民活動の支援が必要である。

（市の考え方）

市民活動サポートセンターが行う支援業務については、市民活動団体からのアンケート等を踏まえながら市と調整して実施しており、ニーズを捉えた支援を行っていただいているものと考えています。

また、令和3年度からの市民活動サポートセンターの管理運営に当たっては、指定管理業務の応募者からの提案事項として「市民活動の支援及び推進」や「協働の推進」の考え方を位置付けています。

さらに、市が行う市民活動推進補助制度等の支援方法につきましても、必要に応じて支援内容を検討してまいります。

第27条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「市民活動団体の支援」を掲げ、引き続き公益の増進に取り組む市民の活動支援に取り組んでまいります。

■ 第28条「住民投票」関係に関する意見（3件）

（意見34）

第28条住民投票については、この条例に記載した時の精神を思い出して、住民投票の制度を検討してほしい。

（意見35）

住民投票制度を「常設型」とすべきか「個別設置型」とすべきかの結論をだすことは困難であると考え、検討を中断しているということから、ずっと結論は出せないということも継続しています。なぜ、中途半端なことを継続しているのか疑問です。そもそも、議会がチェック機能を持って、議員が市民の意見を聞き議会に臨めば、住民投票の機会も多くならないと思います。それでも住民投票をしなければならないときはあると思います。早く結論が出るように、対応をお願いします。

(市の考え方)

住民投票制度については、本市においてもその在り方について、これまで慎重に検討を進めてまいりました。

平成26年8月に茅ヶ崎市住民投票制度検討委員会を設置し、検討を行いました。委員の意見集約に至らなかった項目（投票資格者の範囲、住民による請求の要件、投票の成立要件等）があり、「常設型の住民投票制度と言ってもその制度設計は千差万別であり、そのあり様によっては、住民投票制度自体の性格が大きく異なるものにもなることから、様々な状況を勘案し、慎重に検討されることを期待するものです。」との意見が付けられました。

これらの検討経過や住民投票制度を取り巻く状況などから、市は、平成30年5月に「住民投票制度に関する市の考え方」をまとめ、住民投票制度の検討を一時中断しています。

この度の検証の中で、学識経験者から「中断は曖昧である。」との意見を受け、現段階で住民投票が必要な事案が発生した場合には、それぞれの事案に応じて別に条例を定めて対応することを令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針に明記しました。

なお、今後も社会状況の変化に対応できるよう、調査研究を継続してまいります。

■ 第29条「国等との連携協力」関係に関する意見（1件）

(意見36)

第29条国等との連携については、現実に連携をする職員の姿勢が確立されていない。積極的に国や県や他市との関係を構築していくように日々の業務を行う必要がある。現在は消極的な姿勢であるとともに市民にとっての情報提供もないのが現状である。

(市の考え方)

市の政策決定は、国や県の動向といった外部要因にも大きく影響を受けることがあります。地方自治の本旨は、「住民自治」と「団体自治」からなっています。全国画一的な政策・施策を、より市民の皆様の意思やニーズ、地域特性に適したものとするためには、自治基本条例における自治の基本理念にのっとり行われる必要があることは十分に認識しています。

一方、住民自治を進めるためには、住民に最も身近な基礎自治体に最終的な自己決定権があることが重要であり、そのためには、地方分権の流れの中で、しっかりと権限移譲や規制緩和の要望に取り組んでいく必要があります。

市では、これまでも、自治基本条例及び市民参加条例に則り、国や県との連携が必要となる計画などを策定する際には、素案等の段階から積極的に情報提供を行うとともに、市民参加をしやすい環境の整備に努めてきたところです。

市の施策推進のためには国や県との連携は不可欠であり、これまでも市の各事業と関係する国や県の担当部署との連絡を密にしながら事業の推進に努めてまいりました。

今後も、国や県に対して市の意向を的確に伝えながら、連携し取り組んでまいります。

第29条を推進するため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で「国・県の施策・制度予算に関する要望」、「湘南広域都市行政協議会との連携」、「県及び湘南地域との連携」、「寒川町との連携」、「平塚市との連携」を掲げ、国や他の地方団体等との連携を図るとともに、毎年度の取組状況を掲載することで、引き続き取組の見える化も図ってまいります。

■ 第30条「条例の検証等」関係に関する意見（3件）

（意見37）

第30条条例の検証については、以前から提案しているが、市民を入れた検証をしてほしい。お互いに意見を交換しなければ、本当にどこが改善する必要がある部分なのか、理解し合えない。理解し合えないと市民自治にはならない。是非、他市のような市民を入れた委員会での検討を要望する。

（意見38）

検証をする前に、1条から30条までに対して、市民がどのように感じているか、市民側から意見を集めて現状調査してから、内部検証をする方が市民参加になります。

（意見39）

内部検証をする前に、条例に対する市民意見を集め、現状調査をしてから、内部検証をしてください。「取り組み状況」や「成果や効果等」を見てきましたが、中身を感じられないものでした。

（市の考え方）

令和2年度の検証では、市民意見聴取として、Webと公共施設に設置した意見箱からの意見募集、無作為抽出の市民アンケート、市ホームページからのWebアンケートを行いました。

また、推進方針（素案）についてパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえ推進方針を作成しました。

自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治を推進するために必要な基本的な考え方や仕組み等を定めたものであることから、条例の検証に関しては、より多くの市民の皆様のご意見を伺いたいと考えています。

次回検証では、より多くの市民の皆様からご意見をいただけるよう、検証過程における市民参加の手法や時期について工夫してまいります。

令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で第30条に規定された事項を推進するための取組として「自治基本条例の推進」を掲げ、毎年度の取組状況の把握、4年ごとの検証をPDCAサイクルに従って運用することにより条例の定着と推進を図ってまいります。

■ 新設規定の必要性に関する検討に関する意見（2件）

（意見 40）

元々危機管理は必要がないと考えていた。

（市の考え方）

令和2年度の検証では、自治体運営の基本原則となる自治基本条例に、市における危機管理体制の整備又は充実という趣旨の「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討を行いました。

自治基本条例の目的との関係性や、政策上の位置付けを整理した結果、危機事態は様々な分野において存在し得ることから、自治基本条例第18条の総合計画に位置付けつつ、統一的な考え方となる茅ヶ崎市危機管理指針に基づき運用することとし、自治基本条例に危機管理の規定は設けないこととしました。

（意見 41）

「子どもの権利」を入れてほしいと自治基本条例策定時から要望をしている。これからの時代を担う子どもたちのための権利をしっかりと明記してほしい。

（市の考え方）

自治基本条例第3条に定義された「市民」に該当する者には、成人や子どもの区別なく等しく第5条に規定された市民の権利を有していることから、自治基本条例に子どもの権利の規定は設けないこととしています。